

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

香取市長 伊藤 友則

市町村名 (市町村コード)	香取市 (122360)
地域名 (地域内農業集落名)	瑞穂 (堀ノ内・寺内・谷中・鶯崎・西和田・西坂・西部田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地域は、利根川沿いで八間川と大須賀川流域に広がる平坦な水田地帯である。</p> <p>水田は、西和田地区では昭和10年代以降に耕地整理が実施され10a区画、西部田地区では昭和40年代に基盤整備が実施され10a区画となっている。</p> <p>堀之内地区では昭和30年代の基盤整備がされた水田であったが、経営体育成等基盤整備事業による水田の大区画化などの検討を行い、県営堀之内地区土地改良事業(農業競争力強化農地整備事業(経営体育成型))が平成31年2月に採択され、区画整理・暗渠排水など圃場整備を実施し、担い手へ農地利用集積を図っている。</p> <p>また、事業検討の経過で集落営農の堀之内地区営農組合を組織化し、令和3年には農事組合法人みずほとして法人化した。農事組合法人みずほは、経営作物として水稻、飼料用米、ネギ、ブロッコリーに取り組み、水稻単作とならないよう営農を行い、地域の担い手として安定した経営を目指している。</p> <p>個人農家が中心の地区では、農業従事者の高齢化や後継者がいない状況であるため、今後、集落営農組織の立ち上げや青年就農者や地域外で適切に耕作を行う意欲のある農家などを確保することが必要である。</p> <p>【地域の基礎的データ】 認定農業者:12人(うち、団体経営体:1経営体) 主な作物:水稻、露地野菜、酪農</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>担い手へ農地の集積・集約化を進め、農作業の効率化を図る。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	306 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	306 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、法人、認定農業者、新規就農者及び規模拡大を考えている農業者を中心に農地を集積し、併せて集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
段階的に集約化を進めるため、担い手の経営意向を把握し、農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
堀之内地区では、県営堀之内地区土地改良事業(農業競争力強化農地整備事業(経営体育成型))が平成31年2月に採択され、圃場整備が行われている。 他地区では、農地中間管理機構関連農地整備事業、農業競争力強化農地整備事業、及び農地耕作条件改善事業の活用を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
法人、認定農業者、新規就農者及び規模拡大を考えている農業者を中心に農地を利用していくとともに、多様な経営体にも配慮する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスを行う事業者の情報は地域内で共有し、必要とする経営体が活用できるようにする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>					
①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等	
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨その他		
【選択した上記の取組方針】					